

伴走支援型特別保証制度の概要

保証対象	次の(1)から(3)のいずれかの認定を受け、かつ経営行動に係る計画を策定した中小企業者。 (1) 中小企業信用保険法(以下「保険法」という。)第2条第5項第4号の規定による認定(新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。)(特別小口保険を除く。) (2) 保険法第2条第5項第5号の規定による認定(売上高等減少率が15%以上のものに限る。)(特別小口保険を除く。) (3) 保険法第2条第6項の規定による認定(新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。)(特別小口保険、危機関連保証制度要綱を適用しない。)
保証限度額	4,000万円
対象資金	経営の安定に必要な事業資金
保証割合	保証対象(1)および(3)については100% 保証対象(2)については責任共有制度対象
返済方法	一括返済または分割返済
保証期間	一括返済の場合 1年以内 分割返済の場合 10年以内(据置期間5年以内)
信用保証料率	0.85%(国が0.65%を補助) ※経営者保証免除対応の場合は1.05%(国が0.85%を補助) ただし、条件変更に伴う追加信用保証料は本人負担
担保	必要に応じて徴求
連帯保証人	原則代表者以外徴求しない(経営者保証免除対応の場合は法人代表者の連帯保証を徴求しない)
貸付形式	証書貸付または手形貸付
貸付利率	金融機関所定利率
申込方法	金融機関経由
添付資料	(1) セーフティネット保証の認定書(4号、5号)、危機関連保証の認定書 (2) 経営行動計画書 (3) 経営者保証免除対応確認書(経営者保証免除対応の場合)
取扱期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日保証協会申込受付分 ただし、保証対象(3)は経済産業大臣が定めた期間内に融資実行したもの